（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第二条　改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下「新令」という。）第十二条の二第二項の規定は、個人がこの政令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に取得又は建設をする所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号。以下「改正法」という。）第十三条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「新法」という。）第十条の二第一項の表の第一号の第五欄に掲げる減価償却資産について適用し、個人が施行日前に取得又は建設をした改正法第十三条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「旧法」という。）第十条の二第一項の表の第一号の第五欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

（個人の被災代替資産等の特別償却に関する経過措置）

第三条　新令第十三条第二項（第四号及び第五号に係る部分に限る。）の規定は、個人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする新法第十一条第一項に規定する被災代替資産等について適用し、個人が施行日前に取得等をした旧法第十一条第一項に規定する被災代替資産等については、なお従前の例による。

（復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第四条　新令第十七条の二第一項の規定は、法人（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この条及び次条において同じ。）が施行日以後に取得又は建設をする新法第十七条の二第一項の表の第一号の第五欄に掲げる減価償却資産について適用し、法人が施行日前に取得又は建設をした旧法第十七条の二第一項の表の第一号の第五欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

（法人の被災代替資産等の特別償却に関する経過措置）

第五条　新令第十八条（第四号及び第五号に係る部分に限る。）の規定は、法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする新法第十八条第一項に規定する被災代替資産等について適用し、法人が施行日前に取得等をした旧法第十八条第一項に規定する被災代替資産等については、なお従前の例による。

（連結法人が復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除に関する経過措置）

第六条　新令第二十二条の二第一項の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得又は建設をする新法第二十五条の二第一項の表の第一号の第五欄に掲げる減価償却資産について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得又は建設をした旧法第二十五条の二第一項の表の第一号の第五欄に掲げる減価償却資産については、なお従前の例による。

（連結法人の被災代替資産等の特別償却に関する経過措置）

第七条　新令第二十三条（第四号及び第五号に係る部分に限る。）の規定は、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日以後に取得等（取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。）をする新法第二十六条第一項に規定する被災代替資産等について適用し、連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が施行日前に取得等をした旧法第二十六条第一項に規定する被災代替資産等については、なお従前の例による。

復興特別所得税に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年三月三十一日

内閣総理大臣臨時代理
財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
国務大臣　麻生　太郎

政令第百六十五号

復興特別所得税に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）の施行に伴い、並びに東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）第十八条第十項、第二十条の二第六項及び第三十三条第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

復興特別所得税に関する政令（平成二十四年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「に規定する」を「（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）に規定する」に改め、同条第五項中「から第六項」を「及び第三項から第七項」に、「第二百六十六条の三第八項第一号」を「第二百六十六条の三第二項中「相続等納税猶予分の所得税額」とあるのは「相続等納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る復興特別所得税の額」と、「所得税に係る同項に規定する確定申告期限」とあるのは「所得税に係る復興特別所得税に係る復興特別所得税申告書の提出期限」と、「所得税に係る法第百五十一条の六第一項」とあるのは「所得税に係る復興特別所得税に係る東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（以下この条において「特別措置法」という。）第二十条の二第六項（期限後申告及び修正申告等の特例）において準用する法第百五十一条の六第一項」と、同条第八項中「所得税につき法第百五十一条の六第一項」とあるのは「所得税に係る復興特別所得税につき特別措置法第二十条の二第六項において準用する法第百五十一条の六第一項」と、「相続等納税猶予分の所得税額」とあるのは「相続等納税猶予分の所得税額に相当する所得税に係る復興特別所得税の額」と、「同項（同条第三項」とあるのは「特別措置法第十八条第十項（申告による納付等）（同条第十一項」と、「同条第二項」とあるのは「同条第十項」と、同条第十項第一号」に、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」を「特別措置法」に、「同条第九項」を「同条第十一項」に改め、同条第六項中「第二百六十六条の三第六項」を「第二百六十六条の三第七項」に、「同条第八項」を「同条第十項」に改める。

第七条の次に次の一条を加える。

（修正申告の特例）

第七条の二　所得税法施行令第二百七十三条の二（同令第二百九十三条において準用する場合を含む。）の規定は、法第二十条の二第六項において準用する所得税法第百五十一条の六第一項（同法第百六十六条において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める事由について準用する。」

第十三条第一項の表租税特別措置法施行令の項中

又は同条第三項	第二十五条の十の十一第十二項	
及び復興特別所得税（平成二十五年法律第百号）の徴収	又は同条の必要な	
法第三百五十一条の六第一項	同条第一項	
当該所得税の額及び復興特別所得税の額の合計額	還付をした所得税の額、	